

講演会開催

# 権利擁護と意思決定支援

その決定は本人の意思ですか？  
判断能力が低下しても意思はあります。

権利擁護とは、成年後見や虐待防止、社会的排除など、なんらかの事情で自分の思いや意見を他人に上手く伝えることができないために、社会生活上、困難な環境にある方々の、利益や思いを代弁すること、もっと言うと、自ら主張できるように支援することです。

無料  
先着150名

日時

2019年

12月12日 木 9:30-11:30

場所：香川県社会福祉総合センター 7階大会議室  
高松市番町1丁目10-35 TEL 087-835-3334

対象者：福祉関係者・福祉に関心のある方

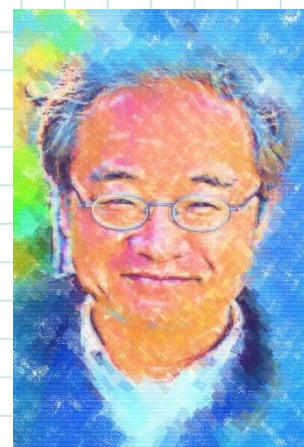
講師

佐藤 彰一 氏

弁護士・国学院大学教授

一般社団法人全国権利擁護ネットワーク代表

2000年より弁護士として障がい者とそのご家族の権利擁護活動に従事。2008年より全国権利擁護支援ネットワーク代表を務めています。



申込・お問合せ

公益社団法人 香川県社会福祉士会

TEL 0877-98-0854 FAX 0877-98-0856

メール：info@kagawacsw.com

参加希望の方は裏面申込書をFAXするかメールでお申し込み下さい

主催 公益社団法人 香川県社会福祉士会

後援 香川県 香川県社会福祉協議会